【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年10月21日
【ファンド名】	レッド・アーク・グローバル・インベストメンツ（ケイマン）トラストー テンプルトン世界債券ファンド　外貨建てシリーズ （Red Arc Global Investments (Cayman) Trust- Templeton Global Bond Fund Foreign Currency Series）
【発行者名】	シティグループ・ファースト・インベストメント・ マネジメント・リミテッド （Citigroup First Investment Management Limited）
【代表者の役職氏名】	取締役　　リオネル・クロード・パスカル・フランジュ （Lionel Claude Pascal Franjou, Director）
【本店の所在の場所】	香港、セントラル、ガーデン・ロード３、チャンピオン・ タワー50/F （50/F, Champion Tower, Three Garden Road, Central, Hong Kong）
【代理人の氏名又は名称】	辯護士　　三　浦　　健 辯護士　　中　野　恵　太
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内二丁目６番１号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
【事務連絡者氏名】	辯護士　　三　浦　　健 辯護士　　中　野　恵　太
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目６番１号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
【電話番号】	03（6212）8316
【縦覧に供する場所】	該当事項なし。

１【提出理由】

レッド・アーク・グローバル・インベストメンツ（ケイマン）トラスト－テンプルトン世界債券ファンド　外貨建てシリーズ（Red Arc Global Investments (Cayman) Trust － Templeton Global Bond Fund Foreign Currency Series）（以下「ファンド」といいます。）の管理会社であるシティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッド（Citigroup First Investment Management Limited）（以下「管理会社」といいます。）および受託会社であるＣＩＢＣ カリビアン・バンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（CIBC Caribbean Bank and Trust Company (Cayman) Limited）（旧名称：ファーストカリビアン・インターナショナル・バンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド）（以下「受託会社」といいます。）は、ファンドを早期償還させることを決定し、これにより受託会社は、2024年９月６日付でファンドの早期償還を決議しました。このため、ファンドは2024年12月11日付で早期償還されます。よって、金融商品取引法第24条の５第４項および特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第２項第14号の規定に基づき本臨時報告書を提出するものです。

２【報告内容】

（イ）当該解散等の年月日

2024年12月11日（早期償還日）

（ロ）当該解散等に係る決定に至った理由

ファンドは、受託会社および管理会社が決定する日に償還するものとされているところ、2024年８月末日現在において、ファンドの純資産価額は300万米ドルを下回っており、管理会社は、ファンドが相当数の追加の受益証券の申込みを受ける見込みがないと判断しました。よって、受託会社および管理会社は、ファンドを償還することを決定しました。

（ハ）法令に基づき当該解散等に係る決定に関する情報を当該発行者の発行する特定有価証券の所有者に対し提供している場合又は公衆の縦覧に供している場合には、その旨

該当事項なし。

<u>添付書類</u>

１．在職証明
２．委任状